

宮城県中小企業融資制度要綱等改正の要点 (令和6年4月1日施行)

1. 経営力強化サポート資金の取扱い

「経営力強化保証制度」が令和5年4月1日付けで廃止となった際、令和5年度当初は融資申込が見込まれたため記載していた本資金について、令和6年度以降は新規取り扱いがないことから、記載を削除するもの。

2. 伴走支援型特別資金の取扱期間の延長

「伴走支援型特別保証制度」の適用期限の延長に伴い、伴走支援型特別資金の取扱期間を令和6年6月30日まで延長する。

3. 災害復旧対策資金(一般枠)の災害の指定延長

災害復旧対策資金における知事が指定する災害として、下記を令和7年3月31日融資実行分まで指定を延長する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症
- (2) 令和4年3月福島県沖地震
- (3) 令和4年7月14日からの大雨

4. みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長に伴い、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和7年3月31日まで延長する。(当該資金利用者で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続)

5. 事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)の改正

「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」の適用期限の延長に伴い、事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)の取扱期間を令和6年6月30日まで延長する。

6. 制度融資資金条件変更措置実施要綱の改正

既往債務の融資条件の変更措置について、1年間延長する。

以上